騒音規制法により規制している工場又は事業場の特定施設

- 1. 金属加工機械
 - イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)
 - □ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
 - ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
 - ホ 機械プレス (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
 - へ せん断機(原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。)
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤーフォーミングマシン
 - リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 2.空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- 4. 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5.建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)
 - ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)
- 6.穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 7.木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)
 - 八 砕木機
 - 二 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木 工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
 - ホ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木 工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
 - へ かんな盤(原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)
- 8. 抄紙機
- 9. 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 10.合成樹脂用射出成形機
- 11.鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

騒音規制法による規制基準(特定工場等の敷地境界線上における許容限度)

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準(単位デシベル)		
	昼間(午前8時から午後7	朝夕(午前6時から午前8	夜間(午後10時から翌日午
	時まで)	時まで及び午後7時から	前6時まで)
		午後 10 時まで)	
第1種区域	45	40	40
第2種区域	55	45	40
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	63

第1種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住 居専用地域

第2種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高 層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 第4種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用 区域の境界線から当該工業専門地域内に50メートルの範囲内の区域に限る。)

- (1)第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該する境界線から当該第4種区域内へ50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあって は65 デシベル、朝夕にあっては60 デシベル、夜間にあっては55 デシベルとする。
- (2)第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。